

豊川市下水道マンホール蓋広告募集要項

豊川市では、自主財源の確保、地域経済の振興及び下水道の啓発を図ることを目的に、「下水道マンホール蓋広告募集要項」を定め、「下水道マンホール蓋」に掲載する広告を募集します。

1 広告の媒体及び箇所数

- (1) 名 称 下水道マンホール蓋（蓋の上部に別に作成する専用デザインプレートを設置）
- (2) 場 所 歩道上にある、現存の下水道マンホール蓋で、市が指定する場所にあるもの（詳細は別添「下水道マンホール蓋広告位置図」のとおり）。
- (3) 箇所数 9 か所
- (4) 規格等 スズテック株式会社製デザインプレートマンホール蓋
直径 6 0 センチメートルの円形 鋳鉄製

2 広告の規格等

- (1) 大きさ 直径 5 0 センチメートルのデザインプレートの中心部から半径 1 5 センチメートルの円形
※一部に市が別途指定するデザインを掲載します。
- (2) 仕 様 スズテック株式会社製のデザインプレート
※ステンレス製のプレートに、広告デザインを印刷したシートを貼付し、表面に特殊エンボス仕上げを施したもの
- (3) 色 フルカラー（インクジェット印刷）
- (4) その他 専用ボルトで固定（盗難防止対策）

3 掲載期間

- (1) 掲載可能となった月から当該年度末まで。
- (2) 更新は 1 年度を期間として 2 回まで可能（他に広告の掲載を希望される企業等がない場合は以降も更新可能）。更新を希望しない場合は、豊川市下水道マンホール蓋広告掲載取下届（様式第 5 号）により広告掲載を取り下げることができます。

4 掲載料と納入方法

- (1) 掲載料は、1 か所に付き月額 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額

を含む。)とし、掲載の月数に応じ年度ごとに算出します。

- (2) 広告主が納付する掲載料は、市が発行する納入通知書により、掲載を決定した日から30日以内に事前に納付するものとし、原則として納付された掲載料は還付しません。

5 募集案内

広報とよかわ及び豊川市ホームページにより募集案内をします。

6 申込方法

豊川市下水道マンホール蓋広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、募集期間内に経営課へ郵送、電子メール又は直接提出してください。

- (1) 広告原稿案（内容、デザインがわかるもの）
- (2) 会社案内等（パンフレットなど会社の概要がわかるもの）
- (3) 市税等納付状況調査同意書（様式第2号）又は市税等に滞納がないことを証明する書類

7 募集期間

随時

8 広告の範囲

豊川市上下水道事業広告掲載要綱、豊川市上下水道事業広告掲載基準、豊川市下水道マンホール蓋広告取扱要領に則ったものとします。

9 広告主及び広告等の審査

豊川市上下水道事業広告掲載要綱、豊川市上下水道事業広告掲載基準、豊川市下水道マンホール蓋広告取扱要領に基づき市が審査し、必要がある場合は地元商店街等への意見を聴取した上で広告掲載の可否を決定します。

10 結果通知

広告掲載の可否は、豊川市下水道マンホール蓋広告掲載・不掲載決定通知書（様式第3号）により通知します。

11 デザインプレートの作成等

デザインプレートの作成に係る費用は、広告主の負担となります。作成方

法については、広告主を決定したときに、市から広告主へ連絡します。

12 広告内容の変更

広告内容の変更については、豊川市下水道マンホール蓋広告申込内容変更届（様式第4号）により可能です。

13 掲載決定後の取消し

豊川市下水道マンホール蓋広告取扱要領第16条により、掲載決定後に掲載決定を取り消す場合があります。これより広告主が受けた損害について、市は賠償しません。

14 広告掲載に必要な手続き

この募集要項に定める手続きのほか、広告掲載に必要な次に掲げる手続きについては、経営課を通じて広告主が行います（手数料は広告主負担）。なお、この手続きにおいて許可を得られない場合は、決定を取り消しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 豊川市道路占用許可申請（道路法第32条）
- (2) 愛知県屋外広告物表示等許可申請（愛知県屋外広告物条例第5条第2項）
- (3) 公共下水道占用許可申請（豊川市下水道条例第23条）

15 その他

広告の掲載に関して市が被害を被ったときは、市が損害賠償請求を行うことがあります。また、広告掲載に起因して広告主に発生した損害については、市は一切の責任を負いません。

17 申込等様式

- (1) 豊川市下水道マンホール蓋広告掲載申込書（様式第1号）
- (2) 同意書兼市税滞納情報照会書（様式第2号）
- (3) 豊川市下水道マンホール蓋広告申込内容変更届（様式第4号）
- (4) 豊川市下水道マンホール蓋広告掲載取下届（様式第5号）
- (5) 豊川市下水道マンホール蓋広告掲載料還付請求書（様式第7号）

18 要綱等

- (1) 豊川市上下水道事業広告掲載要綱
- (2) 豊川市上下水道事業広告掲載基準

- (3) 豊川市下水道マンホール蓋広告取扱要領
- (4) 豊川市下水道マンホール蓋広告募集要項

19 問合せ先

豊川市役所上下水道部経営課（一宮庁舎 2 階） 担当 小山
〒441-1293 豊川市一宮町豊 1 番地
電話 0533-93-0152 FAX 0533-93-4631
E-mail gesuikanri@city.toyokawa.lg.jp